

平成29年第2回区議会定例会提出議案

第1 条例

1 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の法律の施行に伴い、雇用保険に準拠して定めている失業者の退職手当の支給範囲を拡大する。

ア 雇用保険法において新たに創設された個別延長給付(※)に相当する退職手当を支給することができることとする。

イ 現行の「移転費」について、無料の職業紹介事業を行う地方公共団体又は職業紹介事業者が紹介した職業に就く者についても退職手当の支給対象とする。

(2) 施行期日

ア 上記(1)ア 公布の日

イ 上記(1)イ 平成30年1月1日

(3) 参考

雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)

公布 平成29年3月31日 施行 平成29年4月1日等

(※) 個別延長給付・・・心身の状況、災害等の理由により離職した退職者であって、就業促進を行うことが適当であるものに対して、受給資格に応じた日数を超えて求職者給付を行うこと。

2 目黒区特別区税条例等の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 下記(3)アの法律の施行に伴い、次のとおり改正を行う。

(7) 上場株式等に係る配当所得等について、納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により特別区民税を課することができることを明確化するための規定を設ける。

(イ) 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の適用期限を3年(平成33年度まで)延長する。

(ウ) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を3年(平成32年度まで)延長する。

(エ) 環境への負荷の少ない軽自動車に係る軽自動車税の軽課の特例措置の適用期限について、燃費基準を引き上げた上で、2年(平成31年度まで)延長する。

(オ) 自動車製造会社の不正により上記(エ)が適用されなくなった場合に、本来の税額との差額である不足税額等について、当該自動車製造会社に納付義務を課す。

イ 下記(3)イの法律の施行に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を2年(平成4

3年度まで) 延長する。

ウ 下記(3)ウの法律の施行に伴い、軽自動車の取得者に対して環境性能に応じて課税する「環境性能割」を設けるとともに、現行の「軽自動車税」を「種別割」とする。

環境性能割の税率

対 象 車		税率	当分の間の軽減
電気軽自動車及び天然ガス軽自動車		非課税	
乗用車	平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの		
トラック	平成27年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの		
乗用車	平成32年度燃費基準を満たすもの	1.0%	営業用 0.5%
トラック	平成27年度燃費基準値より15%燃費性能の良いもの		
乗用車	平成27年度燃費基準より10%以上燃費性能の良いもの	2.0%	営業用 1.0%
トラック			
上記以外の車		3.0%	営業用 自家用 2.0%

エ その他規定の整備

引用する地方税法の文言の改正等に伴う規定の整備を行う。

(2) 施行期日

ア 上記(1)ア及びイ 公布の日

イ 上記(1)エ 平成31年1月1日ほか

ウ 上記(1)ウ 平成31年10月1日

(3) 参考

ア 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)

公布 平成29年3月31日 施行 平成29年4月1日等

イ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第86号)

公布 平成28年11月28日 施行 公布の日
 ウ 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）
 公布 平成28年3月31日 施行 平成31年10月1日

3 目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

床面積が40平方メートル以上の住戸の数が50以上の大規模建築物等の建築をしようとする建築主に対し、建築計画の届出をする日の前までに、保育所その他子育てを支援するための施設の設置について、区長と協議を行うことを義務付ける。

(2) 施行期日

平成29年10月1日

4 目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の府令の施行に伴い、保護者が支給認定証の交付を受けていない場合には、支給認定に係る事項を記載した通知書で特定教育・保育等の提供に係る受給資格等の確認を行うこととする。

(2) 施行期日

公布の日

(3) 参考

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第18号）

公布 平成29年3月31日 施行 平成29年4月1日

5 目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の政令の施行に伴い、平成29年4月分から、低所得世帯に係る幼稚園及びこども園の利用者負担額を次のとおり減額する。

ア 住民税非課税世帯の第2子の利用者負担額を無料とする。

イ 利用者負担額を次のとおりとする。

(ア) 私立幼稚園及び私立こども園

定義		利用者負担額（月額）
区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満の世帯	ひとり親等世帯	7,550円 → <u>3,000円</u>
	ひとり親等世帯以外の世帯	16,100円 → <u>14,100円</u>

(イ) 区立幼稚園

定義		利用者負担額 (月額)
区市町村民税のうち所得割課税額が 10,000 円を超える世帯	ひとり親等世帯 (区市町村民税のうち所得割課税額が 77,101 円未満のものに限る。)	4,500 円 → <u>3,000 円</u>

(ウ) 区立こども園

定義		利用者負担額 (月額)
区市町村民税のうち所得割課税額が 5,000 円を超え 10,000 円以下の世帯	ひとり親等世帯	3,150 円 → <u>3,000 円</u>
区市町村民税のうち所得割課税額が 10,000 円を超える世帯	ひとり親等世帯 (区市町村民税のうち所得割課税額が 77,101 円未満のものに限る。)	6,250 円 → <u>3,000 円</u>

(2) 施行期日

平成 29 年 9 月 1 日

(3) 参考

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令 (平成 29 年政令第 95 号)

公布 平成 29 年 3 月 31 日 施行 平成 29 年 4 月 1 日

第 2 指定管理者の指定

1 目黒区立在宅ケア多機能センターの指定管理者の指定について

(1) 施設の名称

目黒区立東が丘在宅ケア多機能センター

(2) 指定する団体

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団

(3) 指定の期間

平成 30 年 3 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

第 3 目黒区有通路路線の認定

1 目黒区有通路路線の認定について

(1) 地 番 目黒区五本木二丁目 2622 番 3 ほか

(2) 延 長 38.20m

(3) 幅 員 3.43m~3.49m

(4) 面 積 130.47㎡

担当 総務部総務課文書係

電話 03-5722-9206